



北茨城市から転出される方へ



- ◎新しい住所に、実際に住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村役場で転入届の手続きをしてください。（正当な理由なく届出をしない場合には、5万円以下の過料に処せられる場合があります。）
- ◎転入届時に必要なもの
〔転出証明書・印鑑・年金手帳（加入者のみ）・本人（届出人）確認のための身分証明書（免許証等）〕

☆下記に該当する方は、ご案内する窓口で手続きをしてください。手続きを行ったかの確認に本人チェック欄をご活用ください。

チェック欄	該当する項目	北茨城市での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
	印鑑登録証（カード）	印鑑登録証の返還（転出(予定)日に廃止）➡	市民課	必要な方は、写真付の身分証明書などを持参し、新たに印鑑登録の手続
	住民基本台帳カード/ マイナンバーカード	窓口で申出 ※裏面をよく確認してください。➡	市民課	住所変更の手続
	在留カード 特別永住者証明書	手続なし		住所変更の手続
	国民健康保険証	被保険者証の返還 ※就学や介護施設等への入居による転出の際には、 住所地特例の手続きが必要になる場合あり➡	保険年金課	加入の手続 ※すでに加入している世帯に転入の場合は、その世帯の保険証を持参
	後期高齢者医療 被保険者証	被保険者証の返還 負担区分証明書の交付 ※介護施設への移動の際には、住所地特例の手続が必要になる場合あり➡	保険年金課	負担区分等証明書、印鑑を持参し新たに手続
	医療福祉費受給者証 （マル福）	受給者証の返還 県内転出・・・交付状況証明書の交付➡ 県外転出・・・資格の消滅	保険年金課	県内転入…交付状況証書、健康保険証、印鑑などを持参し手続 県外転入…新住所地へ問合せ
	国民年金加入 （受給者）	手続なし	保険年金課	加入者は、年金手帳と印鑑を持参し手続 受給者は、住所変更の手続
	原動機付自転車、小型特殊自動車の所有者	廃車の手続 ナンバープレート、標識交付証明書、印鑑を持参➡	税務課	新たに交付の手続
	介護保険被保険者証	被保険者証の返還 受給資格証明書の交付（介護認定者のみ）➡ ※介護施設への移動の際には、住所地特例の手続が必要	高齢福祉課 （ロビー東側）	介護認定者は、受給資格証明書を持参して申請
	犬を飼っている方	手続きなし	生活環境課 （3階）	住所変更の手続き （鑑札票を持参すること）
	児童手当受給者 児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当 特別障害者手当等	消滅届 住所変更届または資格喪失届等➡ ※状況によって必要書類や手続きの内容が異なります。	子育て支援課 （ロビー東側）	必要書類を持参し、手続
	幼稚園・保育園に通っている方	北茨城市での認定の解除➡	子育て支援課 （ロビー東側）	必要書類を持参し、手続
	身障者・療育・精神手帳	手続なし		手帳と印鑑を持参して手続
	水道	給水停止等の手続き➡	水道部 （2階）	新たに手続
	市営住宅・復興住宅に入居していた方	異動届の提出➡	建設課 （2階）	特になし
	児童・生徒がいる方 （公立小・中学校）	在学中の学校で「在学証明書」と 「教科書給与証明書」の交付➡	在学している 小・中学校	転入学通知書を受け取り、在学証明書と教科書給与証明書とともに学校に提出

裏面へ続く

(1)「転入届の特例」について

「転入届の特例」とは、住基カード・マイナンバーカードを利用し、転出地（北茨城市）と転入地の市区町村において住基ネット上でのデータの送受信で手続きを行う方法です。

- ① 同一世帯の中で異動対象となる世帯員のうち、住基カード・マイナンバーカードの交付を受けている世帯員が1人でもいれば「転入届の特例」となります。その場合は、紙の転出証明書は交付しません。
- ② 転入届を提出する際、住基カード・マイナンバーカードを持参しパスワード（カード作成時登録した番号）の入力が必要となります。
- ③ 転出の予定年月日から30日、又は転入した日から14日経過した日以後に転入届を提出する場合は、住基カード・マイナンバーカードが失効してしまうため、紙の転出証明書が必要となることがあります。

(2)「住基カード・マイナンバーカードの継続利用」について

住基カード・マイナンバーカードの継続利用とは、転入した市区町村で住基カード・マイナンバーカードを継続して使用するための処理です。

転入した日から90日を経過するまでに住基カード・マイナンバーカードの継続利用処理を行わないと、カードは失効します。

※休日開庁を行っている市町村に転入する場合でも、住基カード・マイナンバーカードを使用した業務を行っていない場合がありますので、転入先に必ずお問合せください。

その他の注意事項

□《転出をとりやめたとき》

市民課又は各サービスセンターに「転出証明書」を持参し、速やかに転出取消しの手続きをしてください。

□《転出証明書を失くしたとき》

市民課又は各サービスセンターで再交付の手続きをしてください。

□《転出証明書の記載内容が変更になったとき》

そのまま新住所地に転出証明書を提出して手続きをしてください。

□《国外へ転出した方が帰国して転入届をするとき》

①パスポート（入国日が確認できるもの） ②戸籍の附票（本籍地で取得） ③戸籍謄本（本籍地で取得）を持参してください。

※自動化ゲートまたは顔認証ゲートを利用して帰国した方で、査証欄に証印のない方は、航空券の半券等入国日の分かるものを持参してください。

※住民税は、毎年1月1日時点で住所のある市区町村が1年分を課税することになっています。

★転入先での詳しい手続きについては、事前に新住所地の市区町村役場にお問合せください。